

区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所 発行

土地区画整理審議会委員選挙の立候補者の受付について

8月10日から23日の2週間、審議会委員選挙における選挙人名簿の縦覧を行いました。選挙人名簿と選挙すべき土地所有者委員の数（8人）が確定し、9月12日付の官報に掲載しましたのでお知らせします。

引き続き審議会委員の立候補の受付を行います。審議会選挙への立候補をご検討の方は、ぜひ当事務所までご相談ください。

■ 審議会委員の立候補等の手続き等について

候補者の立候補等は、平成29年9月12日（火）から平成29年9月22日（金）まで受け付けます。（土曜日・日曜日・祝日は除きます）

候補者になるには、自ら立候補届を出していただくか、他の選挙人の方をご本人の承諾を得た上で推薦していただく（立候補推薦届を出していただく）2通りの方法があります。

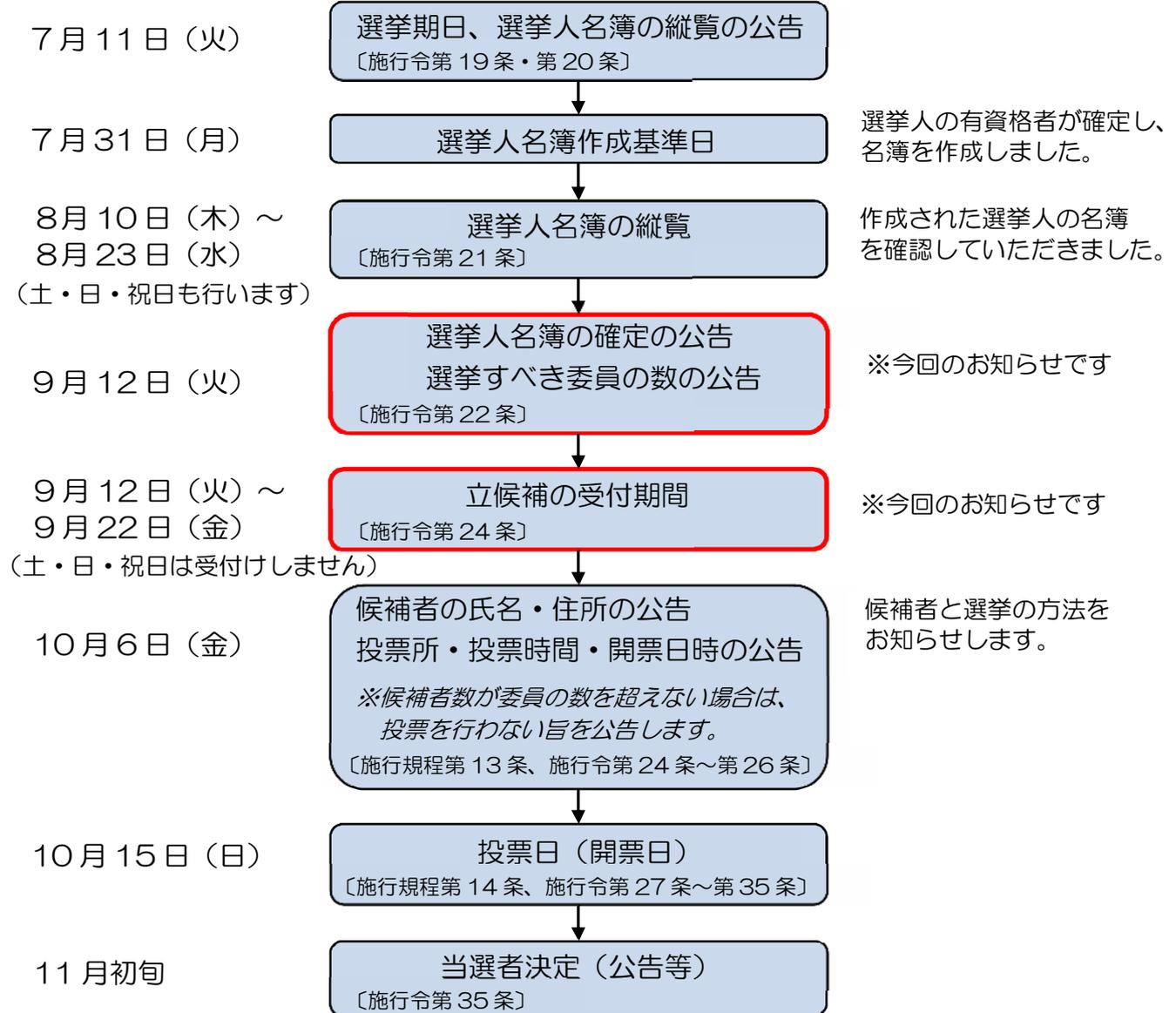
受付場所	堺市堺区七道西町22 グランデージイワサキB 2階 独立行政法人都市再生機構西日本支社 堺都市再生事務所 (電話) 072-282-7722		
受付期間	平成29年9月12日（火）から平成29年9月22日（金）まで ※土曜日・日曜日・祝日は除きます ※郵送の場合、受付期間内に必着ですのでご注意ください。		
受付時間	午前9時15分から午後5時40分まで		
必要な書類	本人が届出する場合	立候補届	1通
	推薦による場合	立候補推薦届 立候補推薦届承諾書	1通 1通

※立候補推薦届出者は選挙人（土地所有者）であること。

※届出に必要な書類の詳細は、当事務所までお問い合わせ下さい。

■ 審議会委員の選挙の流れとスケジュール

平成 29 年



※施行令とは、土地区画整理法施行令の略です。

※〔 〕内の施行規程第〇条や施行令第〇条は、当該手続きの根拠法令等を表します。

【用語の解説】

- 「公告」とは、法令により決められた手続きなどについて、官報への掲載や当機構事務所での掲示によりお知らせすることです。
- 「縦覧」とは、公開が義務付けられた資料を閲覧できるようにすることです。

■ 審議会委員選挙とは？

選挙人名簿に記載されている方から立候補者を受け付けて、立候補者が定員の 8 名を超えた場合に投票を実施します。選挙人名簿に記載されている方ならどなたでも立候補することができます。なお、立候補者が 8 名以下の場合は投票を実施しません。また、本人からの立候補はもちろんですが、推薦による立候補も受け付けます。

候補者の氏名と住所、投票を行うかどうか、また、投票を行う場合の場所等の詳細は後日皆様にお知らせします（10/6 頃を予定）。

○ 共有地の権利を持っておられる方

土地の所有権や借地権を共有されている場合は、予め代表者を選任し当機構へ通知していただくことで、共有名義ごとに一個の立候補する権利と投票する権利を有することができます。代表者を選任される方は、代表者選任通知書を当機構事務所に用意しておりますのでご連絡下さい。

○ 被選挙権（審議会委員に立候補する権利）の制限

投票日において、次のうち、どれか一つに該当する場合は立候補する権利はありません。

- イ. 未成年者
- ロ. 成年被後見人又は被保佐人（旧民法における禁治産者又は準禁治産者は成年被後見人又は被保佐人とみなされます。）
- ハ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

■ 土地区画整理審議会とは？

○ 審議会の役割

審議会は法令に基づき設置することが義務付けられています。主な役割は、施行者（UR 都市機構）が基準に基づき作成した換地計画、仮換地の指定等の案について、意見をいただきます。なお、会議は非公開で行われます。

○ 委員の構成

施行規程の定めにより、施行地区内の土地所有者の中から選挙によって選出される委員（8 名）と、UR 都市機構が選任する学識経験を有する委員（2 名）の合わせて 10 名で構成されます。

○ 開催回数等

審議会は 11 月に発足し、今年度は 2, 3 回程度開催する予定です。来年度からは必要に
応じ適宜開催予定です。審議会は平日の昼間に 1 回あたり 2 時間程度を予定しています。

○ 開催場所

地区周辺の会議室を予定しております。

○審議会委員の任期

選挙で選ばれた審議会委員の任期は、審議会委員が決定した日(官報により公告された日)から5年間となります。5年後には再度、選挙を実施します。

(ただし任期中であっても、土地を全て売却される等により施行区域内での土地所有権が無くなってしまうと、その時点で審議会委員の地位も失います。)

○審議会委員の報酬

報酬は規定により定められた額を審議会への出席毎にお支払します。

土地区画整理事業の施行区域内の建物等調査について

去る6月24、25日に開催しました『土地買取り及び建物等調査に関する説明会』の翌日より、建物等調査について、土地区画整理事業の施行区域内の各権利者の皆様にごあいさつと日程調整にご訪問させていただいております。既に半数以上の方の建物等調査を終えました。ご協力ありがとうございました。

お留守等でお会いできず未だ日程調整できていない方につきましては、改めてご訪問させていただきます。

今後とも、本事業にご理解いただきご協力の程よろしく申し上げます。

建物等調査に関するお問合せ：株式会社 UR リンケージ

電話：072-275-5439 担当：湯川、北山、瀬、辻元

(受付時間：土、日、祝日を除く平日9：30から17：00)

お問合せ先

何かご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問合せください。



UR都市機構

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

堺都市再生事務所

〒590-0911 堺市堺区七道西町22

グランデージイワサキB 2階

TEL：072-282-7722